

戦争法の現実的危険として、南スチーナP.K.O.（国連平和維持活動）における「駆けつけ警護」とともに、中国と東南アジア諸国間の領土・領海問題が発生している南シナ海への軍事的関与が浮上してます。日本政府は「中國を脅威とみなしていない」（岸田文雄外相、8月5日・参院安保法制特別委員会）といしながらも、不必要な軍事的対立を起こしかねない危険な動きをみせてます。

アセツト防護は、その場合の軍事的対抗に備えることになります。

（中粗賀二）

10/5 五夜

戦争法 米軍防護の危険

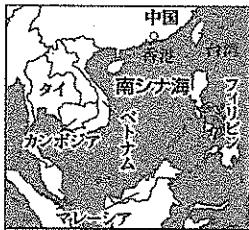
日本共産党的小池議員
が暴露した自衛隊統合幕僚
監部の内部文書（8月11日
の参院安保特）で、「南シナ
海」と明記されています。

新ガイドライン（日米軍
事協力の指針、4月29日に
合意）と戦争法の関係につ
いて説明した同文書は、日
米間の「平时からの協力措
置」として、①「情報収集、
警戒監視及び偵察」（IS
R）②「アセツト（装備品
の防護」一が併記されてい
ます。このうち、②で「南
シナ海に対する関与のあり
方について検討」するこ
とであります。（図）

暗戒活動に

閣与の具体的内容は明記
されていませんが、米側は
「日本が（南シナ海で）パ
トロール任務や活動を行う
ことを期待する」（カービ
ー報道官）などと述べ、暗
戒活動への自衛隊参加を期
待しています。

米国は「航行の自由」を
侵害するとして、南シナ海で
の中国の進出を強く警戒し
ています。これを抑え込
むために、同盟国を動員し
ようこう考えです。ある
専門家は「中国の原子力潛
水艦の動きや、南シナ海で
の岩礁埋め立てなどが、そ
の対象に含まれる」と指摘
します。



南シナ海で中国と軍事衝突も

保守的な安全保障シンク
タンクの専門家の一人は、「南シナ海は大変危険だ。
中国と正面からぶつかる危
険がある」と明言し、次の
ように指摘します。

(2) ②これに伴う「R
O.E（交戦規則）の策定等」
です。「アセツト防護」と
は、「平时」「有事」を問わ
ず、自衛隊と共同行動をし
ている米軍が攻撃を受けた
り、標的になった場合、武
器を使用して反撃する行為
です。

論理の飛躍

戦争法では、自衛隊法95
条の武器防護規定を拡張
し、95条の2で「米軍等の
防護」のための武器使用を
新設しました。地理的な制
約はなく、日本近海だけでなく
南シナ海を含め、地
球規模での「米軍防護」が
可能です。ただ、もともと
自衛隊基地への襲撃を想定
しての武器防護規定を、外
國軍隊の防護に拡張するの
は論理の飛躍で、無理があ
ります。

基準共通化

新ガイドラインでは「訓
練・演習中を含め、連携し
て日本の防衛に資する活動
に現に従事している場合で
あって適切なときは、各々
のアセツト（装備品等）を
相互に防護する」とされて
います。

「アセツト防護」のため
には、日米間で武器使用基
準を共通化することも必要
となります。

日本共産党的宮本徹衆院
議員は、米軍のアセツト防
護のために武器使用を拡大
すれば、米軍のRO.Eとの
調整、改定が必要になると
法案審議の中で追及しまし
た。（6月19日）。防衛省は
「同盟国である米国との間
で、平素から、政策調整を
はじめとして、意思疎通、
共通化を図るのは当然」
(黒江哲郎防衛政策局長)
と強弁しています。

小池議員が、統筹内部文
書に「RO.Eの策定」「整
備」と明記されていると追
及（8月21日）すると、中
谷元・防衛相は「当然に有
しめる課題の認識だ」と開
き直っています。

いま。

現実に南シナ海での共同
監視を実施すれば、米軍な
どとの共同行動中に、中國
軍との衝突の危険もあります。
アセツト防護は、その
場合の軍事的対抗に備える
ことになります。